

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇨ 相続財産から控除できる債務

Q : 先日、父が亡くなりました。相続財産から控除できるものに債務があるそうですが、どのようなものがそれに該当するのですか？

A : 次のようなものが該当します。

【解説】

相続財産から差し引くことができる債務控除には、債務と葬式費用があります。

① 債務

相続財産から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものです。ただし、被相続人に課税される税金で被相続人の死亡後相続人などが納付又は徴収されることになった所得税などの税金については、被相続人が死亡したときに確定していないものであっても、差し引くことができます。

② 葬式費用

葬式費用は債務ではありませんが、相続税を計算するときは遺産総額から差し引くことができます。

③ 債務控除できる人

債務控除できる人は、その債務などを負担することになる相続人や包括受遺者ですが、相続人や包括受遺者であっても、相続又は遺贈により財産を取得したときに日本国内に住所がない人で一定の要件に該当しない人は、遺産総額から控除できる債務の範囲が限られ、葬式費用も控除することができないことになっています。

